

令和7年度 いじめ防止基本方針

【学校教育目標】

郷土を愛し、確かな学力と豊かな心を身につけ、夢の実現に向けて努力する生徒の育成

いじめ防止対策委員会

- 目的
学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等組織的な対応を行う中核である。
- 組織構成
生活指導部会の構成員と必要に応じて担任、心の教室相談員、外部専門家

関係機関との連携

- ・教育委員会
- ・指宿警察署
- ・開聞駐在所
- ・校区内小学校
- ・開聞、川尻校区公民館

家庭・地域との連携

- ・PTAの各種会合
- ・学校だより、学級通信
- ・地域青少年育成推進協議会
- ・学校応援団

「いじめの定義」

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

教育活動の重点

- いじめの防止についての取組を最重要事項の一つとする。
- いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するためにいじめに対する認識を全教職員で共有する。そしていじめはどの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

【いじめの防止】

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
また、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を作る。
さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

【いじめの早期発見】

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って早い段階からの確に確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにする。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

【いじめに対する措置】

いじめの発見・通報を受けたときは、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、人格の成長を旨とする教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもと取り組む。

いじめ防止校内体制

- ・いじめ防止対策委員会（生活指導部会）
週時程の中に位置付け定期的に開催する。
- 相談体制
 - ・年度始めの家庭訪問
 - ・年2回の定期教育相談
 - ・夏期休業中の3年生を中心とした三者相談
 - ・随時の個別相談
- 職員研修の重点
 - ・学期始めの事例研修（長期休業中の状況や相談等における状況の情報交換と対策）
 - ・学校ネットパトロールの情報活用
 - ・SCやSSWとの連携

年間計画

	計画及び評価	実態把握等	各教科・総合・ 道徳・特別活動等	生徒会活動	情報モラル の関連	教育相談	職員研修
4	年間の活動計画の作成と検討		「いじめ問題を考える習慣」の実施	いじめの防止呼びかけ	指導計画の確認	家庭訪問	いじめ防止基本方針の確認
5	実態に基づいた対策の検討	「学校楽しーと」の実施		生徒総会		定期相談	生活指導事例研修
6		いじめアンケート調査	人権月間の取組		携帯・ネット利用調査	定期相談	
7	取組評価アンケートの実施		技術：情報モラル指導	いじめ防止標語の作成		個別相談	
8						三者相談	
9	実態に基づいた対策の検討		「いじめ問題を考える習慣」の実施	いじめの防止呼びかけ	全体指導	個別相談	生活指導事例研修
10		「学校楽しーと」の実施		役員引継		個別相談	
11					携帯・ネット利用調査	定期・三者相談	
12	取組評価アンケートの実施		人権週間の取組		学年毎の指導	個別相談	
1				いじめの防止呼びかけ	全体指導	個別相談	生活指導事例研修
2	実態に基づいた対策の検討・取組評価アンケートの実施	いじめアンケート調査				個別相談	
3	年間の反省、次年度の計画作成					個別相談	年間のまとめと反省